

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省5(Ⅱ-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること(施策目標Ⅱ-5-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5:生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること		担当 部局名	健康・生活衛生局 生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 諏訪 克之
施策の概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活に密着した「生活衛生関係営業」(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食)、食肉販売業、食鳥肉販売業、水雪販売業)については、全国で約94万店(全事業所の約18%)が営業している。他方、生活衛生関係営業の営業者の大半は中小零細事業者であり、市場が成熟する中で、大規模チェーン店等との競争の激化もあり、厳しい経営環境にある。 ・ そのため、個別法(食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法等)による衛生規制を行いつつ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)により、生活衛生同業組合等の組織化を促し、予算、日本政策金融公庫の政策融資、税制上の支援策を講ずることで、営業の振興と公衆衛生の維持向上を図っている。 ・ 特に、生活衛生関係営業の振興については、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者及び使用者の利益に資することを目的として、厚生労働大臣は法に基づき、業種別に「振興指針」を定めており、生活衛生同業組合等では、振興指針をもとに、同指針の内容を具体化するものとして、組合員たる営業者の振興を計画的に推進するための「振興計画」を策定している。 ・ また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により業績が悪化した生活衛生関係営業者に対し、専門家等による各種給付金等の活用支援や経営に関する相談等支援、生衛業のもつ魅力をアピールするイベントやキャンペーン等への支援のほか、生活衛生関係営業業者のデジタル化の支援や最低賃金に関するセミナー等を実施するなど経営状況の改善に向けた支援等を行っている。 				
	2	<ul style="list-style-type: none"> ② 建築物における衛生対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)に基づき、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供される建築物で相当程度の規模を有するものを「特定建築物」と定義し、特定建築物の維持管理に権原を有する者(特定建築物維持管理権原者)に対して、「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務付けるなど、建築物内の衛生の確保を図っている。 ・ 建築物の衛生管理については、空気環境、給排水、清掃、ねずみ等防除と多岐にわたっており、建築物清掃業等の8業種については、都道府県知事の登録制度が設けられている。 ・ また、近年ビルクリーニング分野においては、生産性向上等の取組を行ってもなお人手不足の状況が深刻化していることから、入管法改正による新たな在留資格「特定技能」としての外国人材の受入れを開始しており、令和5年6月9日の閣議決定により、特定技能2号の対象分野として追加された。 				
施策を取り巻く現状	<p>生活衛生関係営業は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者である。新型コロナウイルス感染症の影響が残る業種もある中、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付等の返済が始まるとともに、物価高騰、賃金引上げ、人材確保等に対応する必要があり、厳しい経営状況が続いている。また、社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中で、中小零細事業者の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が進んでいない状況にある。</p> <p>建築物の衛生管理については、特定建築物に対して、空気環境(浮遊粉じんや二酸化炭素等)、飲料水・雑用水の衛生管理(水質基準、残留塩素)等の建築物環境衛生管理基準の遵守が義務づけられているが、不適合率には大きなばらつきがある。今後、衛生管理にデジタル技術の積極的な活用が求められている。</p> <p>また、ビルクリーニング分野における特定技能1号の受入れは、令和4年12月末時点で1867人となっており、業界を取り巻く人手不足対策のためにさらなる適正な受入れを図っていく必要がある。</p>					
施策実現のための背景	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活衛生関係営業における衛生水準の向上、消費者の安全・安心の確保を図るためには、衛生水準の向上に向けた営業者自身の自主的な取組み、生活衛生同業組合等の互助・支援、保健所等を通じた指導の組み合わせが必要である。 ・ 生活衛生関係営業者には零細な個人・家族営業者も多く、経営者の高齢化や後継者確保難に直面している。また、厳しい経営環境にある中でも、生産性の向上等に取り組み、最低賃金の引上げ等に対応していく必要が生じている。 ・ 地域に根ざして営業を行っている生活衛生関係営業は、生活需要に応じたサービス提供のみならず、買物弱者対策のほか、地域の健康づくりや地域コミュニティの活性化等に積極的に貢献していくことが期待されている。 				
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物衛生法の適用対象となる特定建築物が年々増加する中、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、令和3年度は2.10となっており、人材確保が困難な状況にある。 (参考)ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移 平成26年度:1.94、平成27年度:2.24、平成28年度:2.64、平成29年度:2.95、平成30年度:3.03、令和元年度:2.91、令和2年度2.05、令和3年度2.10 ・ 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがある。 				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	生活衛生関係営業について衛生水準の確保及び振興等を図る。		生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、営業者自身の自主的な取組みや生活衛生同業組合等の互助・支援等により、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させることで、消費者の安全・安心の確保を図る必要があるため。		
	目標2 (課題2)	多数の者が使用し、又は利用する建築物における衛生的な環境の確保を図る。		公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与するためには、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図る必要があるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		基準年度	目標年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度	前年度			
○1	振興計画の業種別認定率 (医薬・生活衛生局生活衛生課調べ)(アウトプット)	60%	平成29年度	前年度以上	令和5年度	前年度 (60.1%)以上	前年度 (59.9%)以上	前年度 (60.5%)以上	前年度 (58.6%)以上	前年度 (58.6%)以上	振興計画とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに業者が組織する組合)が作成する、組合員たる業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のことである。 衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興が重要であり、計画未作成組合を解消できるよう、令和3年度以降は振興計画の業種別認定率90%を達成していない4業種(※)について認定率を前年度以上とすることを目標値とした。 ※ 興行場業、公衆浴場業、旅館業(簡易宿所)、水雪販売業(参考)令和元年度実績:59.9%、令和2年度実績:60.5%、令和3年度実績:58.6%、令和4年度実績:58.6%(参考2)認定率の県債方法は組合の設立状況を分母とし、振興計画認定状況を分子としている。	生活衛生関係営業の大半は中小零細事業者である中で、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準を維持向上させるためには、生活衛生同業組合等の互助・支援等が必要である。厚生労働省が定める振興指針の内容を具体化する「振興計画」を策定し、実施する生活衛生同業組合が1つでも増えることは衛生水準の維持向上させることにつながり、消費者の安全・安心の確保を図る効果が期待できる。
						59.9%	60.5%	58.6%	58.6%			
2	日本政策金融公庫貸付件数(生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ)(アウトプット)	14,410件	平成30年度	9,928件以上	令和5年度	前年度 (14,410件)以上	前年度 (14,173件)以上	15,709件以上	11,774件以上	9,928件以上	日本政策金融公庫が生活衛生関係業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係業者にとって重要な支援措置であり、金融市場における金利動向を踏まえると厳しい状況下ではあるところ、過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上とすることを目標値とした。 ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施しており、貸付件数の前年度比増加率が2倍以上となっており、令和3年度は、貸付実績が減少したものの、その半数以上は「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による貸付実績が占めている。当該貸付件数が振れ幅のある指標であることを踏まえ、令和2年度までは「前年度以上」としていた目標値について、令和3年度以降は「過去5年相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上」として設定している。(参考)平成28年度実績:13,783件、平成29年度実績:14,107件、平成30年度実績:14,410件	左記のとおり。
						14,173件	28,581件	9,048件	8,003件			
達成手段1 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	生活衛生等関係費 (平成4年度)	183百万円の内数	244百万円の内数	216百万円の内数	1.3	<p><生活衛生等指導費> 生活衛生関係営業の経営の安定と健全な発展のため、都道府県・経営指導員等が業者に対し適切な指導を行うための都道府県、都道府県センター等に対する指導監督、生活衛生同業組合に対する指導及び連絡調整、並びに業者への指導を行う環境衛生監視員の資質向上のための取組みにかかる経費である。</p> <p><生活衛生関係営業対策調査委託費> 生活衛生関係業者が、デジタル化推進のガイドライン・マニュアルや好事例等を活用し、自らの店舗に合ったデジタル化に取り組み、事業の効率化・高付加価値化を図ることができるよう、生活衛生関係業者に対する個別相談・講習等を実施する。また、地域相談員に対する研修・スーパーバイズを実施し、地域における生活衛生関係営業のデジタル化の支援体制を構築するとともに、個別相談・講習等の事例を踏まえ、ガイドライン・マニュアルを改訂する。</p> <p><生活衛生関係営業衛生確保等対策費> 生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上や生活衛生関係営業に係る感染症等の感染拡大防止策等の総合的な衛生対策を検討するための経費である。</p> <p>生活衛生同業組合等への指導、環境衛生監視員の資質向上を通じた保健所の機能強化に向けた取組み、業者の生産性向上を目的とした取組み等を通じ、策定された振興計画の生活衛生関係業者への浸透、実効性確保を図る。</p>	2023-厚労-22-0434					
		153百万円の内数	188百万円の内数									
(2)	生活衛生金融対策費 (平成11年度)	70,240百万円	3,831百万円	3,023百万円	2	<p><補給金、出資金> 生活衛生関係業者に対して無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」及び「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」等の貸付金利を低減することを目的として、利ざやの減少分の補給等を行うものである。</p> <p>・ 厳しい経営環境の中で、生活衛生関係業者の衛生水準の維持向上及び早期の経営健全化並びに雇用の創出等を図っていく上で必要な低利の政策金融を維持していくために不可欠のものである。</p> <p>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係業者の資金繰りを支援するため、既往債務の借換を含め、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等において、実質無利子・無担保の貸付を実施している。</p>	2023-厚労-22-0433					
		67,276百万円	2,566百万円									

(3)	生活衛生関係営業対策事業費補助金 (平成23年度)	1,809百万円	1,895百万円	1,787百万円	1	<p><生活衛生関係営業対策費補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)は、生活衛生関係営業全般に関する情報収集・提供、調査研究、(公財)都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)及び生活衛生関係営業の連合会の事業に対する指導等、法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、法第63条第2項の規定に基づき、全国指導センターの行う事業に要する経費について補助している。 また、都道府県指導センターは、生活衛生関係営業業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等、法第57条の4第1項に規定された事業を行っており、国は、法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に対して補助した経費の一部を補助している。さらに、法第63条の2の規定に基づき、生活衛生関係営業の連合会及び組合の行う事業に対して必要な助成を行っている。 <p>・同事業の一部として、振興計画未作成組合の解消に寄与する事業があり、これらの事業に要する経費に補助金を交付することにより、振興計画の業種別認定率の向上を図る。</p> <p>・また、同事業は、複数の異なる事業が実施されている性質上、事業毎に多様な成果目標が設定されており、統一的な目標を定量的に示すことはできないが、生活衛生関係営業の経営の健全化、公衆衛生の向上及び増進、国民生活の安定に寄与することを目的としている。</p> <p>・なお当初予算とは別に、令和4年度第二次補正予算により、専門家による経営診断や省エネ等に関する指導、各種補助金等を活用するための支援、税制優遇措置等の相談など、多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援や、業種ごとの生活衛生同業組合連合会が行う生活衛生関係営業のもつ魅力をアピールするイベントやキャンペーン等の取組の支援を実施しており、これらの支援を通じて、生活衛生関係営業業者の経営状況を改善し、地域活性化を図ることを目的としている。</p>	2023-厚労-22-0436
		1,788百万円	1,889百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値							
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
③ 建築物環境衛生管理基準への不適合率 (アウトカム) (衛生行政報告例による)	別紙参照	平成29年度 二酸化炭素濃度の不適合率が前年比2%減	令和5年度	前年度以下	前年度以下	二酸化炭素濃度の不適合率が前年比2%減	二酸化炭素濃度の不適合率が24.1%以下	二酸化炭素濃度の不適合率が20%以下	建築技術の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興行場、百貨店等多数の者が使用・利用する、3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理における基準に関し、特に換気の指標として重要な二酸化炭素の含有率の不適合率を20%以下とした。 (参考)不適合率の計算方法は、別紙の各物質別に、報告徴収等で維持管理状況を把握した特定建築物数を分母とし、基準値に違反した特定建築物数を分子としている。	左記の通りであるが、二酸化炭素の不適合率は平成28年度(26.1%)から平成29年度(27.7%)にかけて増加し、その後の取り組みで減少に転じ、令和3年度では14.5%となり、急激に下落した。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための換気の指標として二酸化炭素濃度1000ppm以下が広く周知された影響が大きい。この違反率は継続的に減少させて行く必要があるが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、環境が変わったことから前年度並みに下落させる目標が過剰であるため、昨年度立てた令和4年度目標(24.1%)も勘案し、20%とした(エクセルの予測機能による信頼上限値)。
				別紙参照	別紙参照	別紙参照	集計中 (令和5年11月公表)			
(参考指標)				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	選定理由	
4	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の受験者数			709	497	796	1965		受験者の訓練歴・実務経験が異なるため目標合格者数を設定することは困難であるが、受験者数を一定程度確保することがビルクリーニング分野における外国人材の受入れに繋がることから、参考指標とした。	

達成手段2 (開始年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
	予算額	予算額				
(4)	0.4百万円	0.4百万円	0.4百万円	3	<p><建築物環境衛生管理技術者国家試験費></p> <p>建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者国家試験の実施及び国家試験合格者・講習会課程修了者に対する建築物環境衛生管理技術者免状の交付等に必要経費である。</p> <p>・建築物衛生管理技術者国家試験の適性な実施を継続し、技術者の知識水準を保つことで、衛生的な維持管理の向上を図る。</p>	2023-厚労-22-0435
	0.4百万円	0.4百万円				
(5)	183百万円の内数	244百万円の内数	216百万円の内数	1.3	<p><建築物環境衛生管理対策推進事業費></p> <p>建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行うための経費である。</p> <p><保健所等担当者研修会等経費></p> <p>国民に建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図るための経費である。</p> <p>・建築物環境衛生管理対策推進事業において、建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行い、そこで得られた知見を建築物の維持管理に携わる者等に提供することにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の低下を図る。</p> <p>・保健所等担当者研修会等経費を活用して保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、建築物の維持管理に携わる者等への効果的な助言指導が行われることにより、建築物環境衛生管理基準への不適合率の低下を図る。</p>	2023-厚労-22-0434
	153百万円の内数	188百万円の内数				
(6)	14.9百万円	12.0百万円	12.0百万円	-	<p><生活衛生関係営業対策事業費補助金(ビルクリーニング業における外国人材確保事業)></p> <p>ビルクリーニング分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れるため、外国において評価試験を適正に実施するための現地調査や資機材の整備等を行うための経費である。</p> <p>・国内外において専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を確保することにより、ビルクリーニング分野の存続・発展を図り、多数の者が利用する建築物における衛生的な環境を維持する。</p>	2023-厚労-22-0436
	7.5百万円	12.0百万円				

施策の予算額(千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	政策評価実施予定時期
	72,232.024	5,970.649	4,276.667	
施策の執行額(千円)	69,216.435	4,643.661		

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	-	-	-

別紙

指標1: 振興計画の業種別認定率(単位: %)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			令和3年度
				(分母)	(分子)	認定率	
興行場業	66.7	64.4	64.4	45	29	64.4	64.4
公衆浴場業	61.0	62.5	61.5	39	25	64.1	64.1
旅館業(簡易宿所)	75.0	75.0	75.0	4	3	75.0	75.0
氷雪販売業	38.5	38.5	38.5	13	5	38.5	30.8
4業種 平均	60.3	60.1	59.9	101	62	60.5	58.6

指標3: 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位: %)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
						(分母)	(分子)	不適合率
浮遊粉じんの量	2.2	2.4	2.6	2.1	2.0	15,233	281	1.8
一酸化炭素含有率	0.4	0.3	0.5	0.3	0.3	15,252	54	0.4
二酸化炭素含有率	26.1	27.7	27.4	26.6	24.4	15,434	2,233	14.5
温度	29.9	31.9	30.9	29.5	32.2	12,384	4,285	34.6
相対湿度	56.6	57.2	56.7	57.6	57.7	12,023	7,195	59.8
気流	2.5	2.4	2.4	2.2	2.3	15,139	432	2.9
ホルムアルデヒドの量	1.8	1.3	3.6	2.2	6.7	807	14	1.7
水質基準	0.6	0.5	0.4	0.3	0.6	16,036	67	0.4
残留塩素含有率	2.0	1.5	1.4	1.4	1.4	17,404	239	1.4